

1.2 指定文化財等

(1) 文化財の被害状況確認

津波被害はもとより、震度も大きかったため、文化財の被害は全県に及ぶと推定された。そこで、直ちに全市町村の文化財の被害状況の把握を試みたが、停電等の影響により電話などの通信手段が使えず、文化財はおろか各市町村の文化財担当職員の安否も確認できない状態が二日間ほど続いた。市町村職員は、ほとんどが災害対応業務へ従事していることが想定されたことから、当課職員が、各市町村所在文化財の被災状況を実地に調査することとした。

当初は、国・県指定文化財の被害状況の把握を目的としたが、市町村との連絡が回復するにしがたい、市町村の要望に応じて、市町村指定文化財や登録文化財の被害状況も調査することとした。

当課の被災文化財調査は、13日の登米市、石巻市の内陸部、塩竈市、松島町、東松島市などを皮切りに、震災後一週間は毎日実施し、5月まで断続的に行った。この間、各市町村の震災対応が落ち着いた頃を見計らって、3月25日付けで指定及び登録文化財の被害状況の報告を各市町村教育委員会に依頼し、被害状況の全県的な把握を図った。

無形民俗文化財については、沿岸部を中心に、用具の流出などの物的な被害とともに、人的な被害も大きかったことから、6月15日付けで沿岸市町村教育委員会に対して、指定・未指定を問わず、無形民俗文化財の被災状況などの現状把握と報告を依頼した。

最終的に被害状況の全容がほぼ把握できたのは、国・県指定文化財は6月、市町村指定文化財については9月であった。

県内の文化財の被害は、国・県・市町村指定、国・市町村登録文化財で350件余りに及ぶ。これらの中には、主屋が倒壊した大崎市の史跡及び名勝旧有備館及び庭園、土壁が崩落した蔵王町の重要文化財我妻家住宅、栗原市の史跡旧有壁宿本陣、石垣が崩落し、本丸脇に崖崩れが生じた史跡仙台城跡、腕が破損した登米市の重要文化財木造不動明坐像（大徳寺）など被害が甚大なものがある。

5月19日には、文化財保護審議会を開催し、文化財保護審議委員に県内の文化財の被害状況を報告するとともに、被災文化財の保護のための「緊急提言」の検討をおこなっ

史跡及び名勝 旧有備館及び庭園(大崎市)



主屋の倒壊、付属屋の茅抜け落ち（ほか池護岸の地割れ など）

1 指定文化財		(単位:被害件数)			
区分	種別	国指定	県指定	市町村指定	計
有形文化財	建造物	19	33	62	114
	美術工芸品	9	9	50	68
民俗文化財	無形民俗文化財	2	1	14	17
	有形民俗文化財		0	1	1
記念物	特別史跡・史跡	17	5	44	66
	史跡及び名勝	1			1
	特別名勝・名勝	2	0	4	6
	天然記念物	5	3	4	12
計		55	51	179	285
2 登録文化財					
有形文化財	建造物	36		22	58
	美術工芸品	0		7	7
計		36		29	65
総計(1+2)		91	51	208	350
3 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財					
計		1			1
総計(1+2)		91	51	208	350
総計(1+2+3)		92	51	208	351

た。そして、6月3日に「東日本大震災からの復興に向けての緊急提言 ―みやぎの文化の継承と発展のために―」を宮城県文化財保護審議会よりいただき、記者発表を行った。提言は、震災からの復興に際しての今後のあるべき郷土の姿を描く上で、文化財の果たす役割の重さとその保護の重要性について述べられたものであり、被災文化財の保存を図るための貴重なよりどころとなった。

震災1ヶ月後の4月上旬からは、順次、文化庁の各部門の調査官が来県して、文化財の被害状況の視察・調査を実施し、応急処置や修理方針などを、所有者や県・市町村担当者へ助言するとともに、今後の国としての補助方針・予定についても説明を行った。

文化庁からは、国の第2次補正予算に文化財修復事業費を計上する予定である旨説明があったが、それは見送られ、そのため、文化財の修復事業は早期に進めることができず、文化財の適切な保護を行う上で、たいへん残念な結果となった。

また、国に対しては、機会があるたびに、文化財の修復等に係る経費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び補助率の嵩上げ、地方負担分の特別交付税措置など、所有者や地方負担分の軽減を要望してきている。

各種法人や民間団体などが行う被災文化財に対する助成等の支援については、情報収集を行うとともに、市町村や所有者、保持団体へその情報を提供し、応募可能な支援については、積極的な応募を呼びかけた。

(2) 文化財レスキュー事業

被災した文化財は、指定・未指定に係わらず、早急に保全する必要があるため、震災直後から文化庁美術学芸課と連絡調整を図り、動産の文化財を救出して応急措置をし、博物館等で一時保管を行い、文化財の廃棄・散逸の防止を図るため、文化財レスキュー事業について文化庁と検討を重ねた。特に、沿岸部との連絡がとれるようになるにつれて、津波による被害状況が極めて甚大であると明らかとなり、その中では、石巻文化センターなど緊急に対応すべき施設の状況も判明してきた。

3月29日に、当県教育委員会教育長より、救援の要請を行い、文化庁は翌30日に「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」を4月1日から実施すること、実施主体は「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」（事務局：東京文化財研究所）であること等を決定した。同時に文化庁は、各都道府県教育委員会教育長あてに、東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等の救援について協力依頼を行った。

4月13日、南三陸町の歌津魚竜館で最初のレスキュー事業を開始した。4月18日には、仙台市博物館に現地本部が設置され、この日からは独立行政法人国立文化財機構（東京文化財研究所、奈良文化財研究所等）や文化庁美術学芸課の職員が常駐し、県内外の博物館や大学等の



研究機関が参加して、レスキュー事業が実施された。9月までの事業実績は、22箇所、約4,000件に及び、主なものとして、石巻文化センターの収蔵資料・毛利コレクション等10万点以上、東松島市埋蔵文化財収蔵庫の資料等数千点以上などがある。

救援した資料については、長期的な避難が想定されるものも多く、安定的な収蔵を図ってゆくことが必要である。特に、津波による被災資料は、これまでの文化財の保存処置としては対処したことのない、海水に浸るといった経過を辿っているため、今後も状態を観察してゆくことが必要である。

(3) 文化財ドクター派遣事業

文化庁は、4月27日に「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業(文化財ドクター派遣事業)」の実施を決定した。これは、指定・未指定を問わず、被災した文化財建造物の被災状況の調査を実施するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行うことを目的としたものである。

事業は、当課が関係市町村との連絡調整を図りながら、社団法人日本建築学会が文化庁と連絡調整のうえ、関係機関と連携協力して実施された。また、建造物担当職員のいる関西2府4県からの協力を得て、県・市町村指定文化財建造物の復旧支援も夏以降実施することとなった。

被災地では人員が確保できず、被害状況も十分に把握できない状態であったが、当事業の実施により、被害状況の詳細が明らかになるとともに、これまで専門的見地からの保護・保全のための助言・指導が得られにくかった市町村指定や国登録、未指定の建造物についても支援が得られることとなり、被災の拡大や毀損の防止に一定の成果が得られた。



東日本大震災からの復興に向けての緊急提言

—みやぎの文化の継承と発展のために—

宮城県文化財保護審議会

平成23年6月3日

文化財を巡る状況

今回の東日本大震災は沿岸地域を中心に、東北・関東地方に未曾有の被害をもたらした。宮城県内では9100名を越える尊い人命が奪われ、未だに5100名近い方々が行方不明となっている。文化財に関しても、国指定文化財、県指定文化財をはじめとし、300件近い多数の貴重な県民の財産が、流失し、倒壊し、損傷した。

住民に支えられ、地域の歴史の中に根付いてきた各地の社寺建築や仏像、古文書、史跡、

名勝、天然記念物等はその多くが被害を受けた。大津波が来襲した海辺の集落では、守り伝えられてきた祭礼行事や民俗芸能などの担い手が被災し、無形の文化財が受けた被害も甚大であった。

文化財の意義

こうした文化財は、私たちの先祖が大切に守り伝えてきたものであり、私たちが私たちの子孫に引き継いでいかなければならないものである。文化財の消失は、対象そのものが失われることのみならず、地域の人々が苦難を克服し、営々と築き上げてきた独自の文化、風土、絆、環境、そして未来に向けた新しい文化形成の基盤が失われることを意味している。

以上の認識をもとに、当審議会として、震災からの復興に際し、今後のあるべき郷土の姿を描く上で文化財の果たすべき役割と文化財の保護について次のことを提言したい。

1 文化財を活かしたまちづくりの必要性

被災地では復旧作業とともに、復興に向けての取り組みが進められている。特に、津波被害を受けた市町の中には、一からのまちづくりが必要とされている地域もある。まちづくりにあたっては、耐津波、耐地震対策を中核に据えた「安全で災害に強いまちづくり」が最優先されなければならないが、それに加えて、宮城県文化芸術振興ビジョンにもとづく「文化芸術の香り高いみやぎ」を目指し、豊かな自然と歴史、風土に培われてきた郷土の伝統的な文化を、県民の自信と誇りの源である共通の財産として、その育成、継承、発展を図る視点も必要である。

2 復旧費用の確保

被災した文化財については、迅速かつ適切な復旧対策が求められる。民俗芸能等の無形の文化財については、被災により維持が困難となっている保存団体などもあり、担い手の育成に対する援助など、細やかな配慮を講じることが望まれる。その際、大きな課題となるのが費用の確保である。国・県・市町村により指定されている文化財については、補助制度が活用できる。しかし、被害が甚大で、所有者の損害が文化財以外にも広く及ぶような場合は、費用の捻出が困難となり、文化財の復旧が遅れさらにはそれが不可能となる事態も憂慮される。復旧費用については、十分な予算を確保し所有者の負担軽減を図ることが必要である。また、現行で復旧に対する補助制度がない未指定の文化財についても、支援できる枠組みを検討することが望まれる。

3 特別名勝松島の景観保持

特別名勝松島に関しては、文化財としての価値が大きく損なわれることはなかったが、松島を守り松島とともに生きてきた地域社会は津波によって甚大な被害を受けた。被災者からは、低地を避けて丘陵部等への住居移転を希望する声が出ており、震災復興と保存管理のあり方を一体的に検討し、安全な住民生活と特別名勝松島の風致景観の両立を実現させるため十分な議論をすることが必要である。

4 埋蔵文化財の保護

復興工事等に係る埋蔵文化財の発掘調査は、かなりの量にのぼると予想される。埋蔵文化財は、地域における太古からの人々の生活の証であり、地域、文化の基盤をなすものと言える。地域の再興には、その地域の文化や文化遺産の持つ魅力、歴史の継承が不可欠となるこ

とから、必要なスピード感の中で適正な発掘調査を行い、記録保存に努めることが求められる。発掘調査費用については、指定文化財修理の場合と同様に事業者の負担軽減を図る必要がある。また、調査員の全国的な支援を要請し、迅速に調査を実施できる体制を確保することが必要である。

5 被災文化財の緊急救済

今回の震災では、指定文化財に限らず多くの文化財が被害を受けた。文化財は、指定の有無によらず地域の文化遺産として他に替え難い固有の価値があるとの認識から、行政と関係団体・市民・ボランティアが一体となった文化財の緊急救済事業が実施されている。津波による水損、収蔵建物等の倒壊といった被害にあった文化財を緊急に搬出して応急処置を施し一時保管する「文化財レスキュー事業」、あるいは建造物の被害を診断し応急措置及び復旧に向けての技術的支援を行う「文化財ドクター派遣事業」が、文化庁主導のもと県教育委員会をはじめとする地元関係機関により実施されている。これらの事業は、応急的な措置として優れた効果をあげており、このような取り組みに対する一層の支援が望まれる。

6 震災の資料の収集と活用

今回の震災は人類が遭遇した未曾有の事象であり、甚大な人的被害を起こした自然災害である。再び人類が同じ悲しみに遭遇しないためにも、今眼前に広がる被災状況に関する種々の資料を整理して後世に伝えることは我々の責務である。そのために、今回の震災に関する資料を学際的視座から収集し、保管、分析、発信する営みが求められる。被災した地域はこれから復興への道筋を辿ることとなるが、その歩みを、過去の地域の姿と比較しつつ記録することが重要である。また、津波の痕跡の現地保存を図ることなどの検討も必要であろう。

7 県民のみなさまに

- (1) 県民のみなさまには、地域の復旧、復興にあたり文化財が果たす重要性とその意義をご理解いただき、文化財の保護・継承への取組みに対しても積極的に参加し協力していただきたい。
- (2) 文化財を所有する方々には、これまでも文化財の保護について格別のご理解とご協力をいただいていた。被災されご苦勞の多い日々であることを承知しつつも今後も引き続き文化財の保存と活用にご尽力いただきたい。